

池ノ上勤労者スポーツセンター 施設使用料の改定について

改定前（令和2年3月31日まで適用）

施設使用料

| 区分 | 時間 | | 午前9時から | 正午から | 午後5時から | 午前9時から |
|---------|--------|--|--------|---------|---------|---------|
| | 正午まで | | 午後5時まで | 午後10時まで | 午後10時まで | 午後10時まで |
| 和室 | 500円 | | 700円 | 1,000円 | 2,000円 | 2,000円 |
| スポーツルーム | 2,000円 | | 4,000円 | 6,000円 | 10,000円 | 10,000円 |

摘要

- 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする
- 冷房又は暖房時の使用料(スポーツルームの使用料を除く。)は、各使用料の2割増しとする。

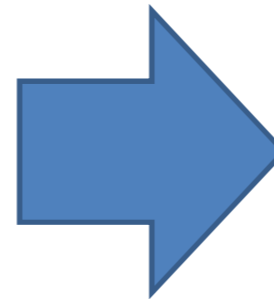
改定後（令和2年4月1日以降適用）

施設使用料

| 区分 | 基本使用料（1時間あたり） |
|---------|---------------|
| 和室 | 100円 |
| スポーツルーム | 950円 |

備考

- 営利目的に使用する場合の使用料は、各使用料の3倍額とする
- 使用料の算定に当たっては、1時間未満の端数があるときは1時間とする。



冷暖房使用料

冷房又は暖房時の使用料は、各使用料の2割増しとする。

冷暖房使用料

| 区分 | 基本使用料 | 定額使用料 | |
|----|-------|--------|--------|
| | 1回 | 月額 | 年額 |
| 和室 | 200円 | 1,000円 | 6,000円 |